明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条約〕
○領事関係に関する日本国と中華人民共和国との間の協定（一）　一
〔告示〕
○領事関係に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の効力発生に関する件（外務二八）　八
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　八
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、弁理士登録、日本弁護士連合会公示送達関係　三五
地方公共団体
行旅死亡人関係　三五
会社その他
会社決算公告　三五

本号で公布された法令のあらまし

◇領事関係に関する日本国と中華人民共和国との間の協定（条約第一号）（外務省）

この協定は、日本国と中華人民共和国との間の人的往来の拡大等を踏まえ、領事関係に関するウィーン条約の規定を確認し、補足すること等を目的として、被拘禁事例に関する領事通報の全件義務化、領事関係施設の一層の保護等を定めるものであり、その概要は、次のとおりである。

1　「領事機関」とは、総領事館、領事館等をいう。「領事管轄区域」とは、領事機関について領事任務の遂行のために定められた地域をいう。「領事機関の長」とは、その資格において行動する責務を有する者をいい、「領事官」とは、その資格において領事任務を遂行する者をいう。「領事機関の公館」とは、建物又はその一部及びこれに附属する土地であって、専ら領事機関のために使用されているものをいう。「領事機関の公文書」には、領事機関に属するすべての書類、文書、通信文等を含む。（第一条関係）

2　領事任務は、領事機関又は協定に定めるところにより外交使節団によって遂行される。領事任務は、接受国において、国際法の認める範囲内で派遣国及びその国民の利益を保護すること等から成る。（第二条及び第三条関係）

3　接受国は、領事機関の長につき任務の遂行を承認した場合には、直ちにその旨を領事管轄区域内の権限ある当局に通知する。接受国は、領事機関の任務の遂行のため、十分な便益を与える。（第四条及び第五条関係）

4　領事機関の公館は不可侵とし、接受国の当局は、領事機関の長若しくはその指名した者又は派遣国の外交使節団の長若しくはその指名した者の同意がある場合を除くほか、領事機関の公館に立ち入ってはならない。領事官の住居は、領事機関の公館と同様の不可侵及び保護を享有する。領事機関の公文書及び書類は、不可侵とする。（第六条及び第七条関係）

5　領事官は、派遣国の国民と自由に通信し及び面接することができ、接受国は、派遣国の国民が領事官と接触すること及び領事機関の公館に入ることを妨げてはならない。接受国の権限のある当局は、領事機関の領事管轄区域内で、派遣国の国民が逮捕されるなどした場合には、そのような事実等を逮捕等の日から四日以内に、領事機関に通報する。領事官は、その領事管轄区域内で拘禁等されている派遣国の国民を訪問し、自己の選択する言語で面談し及び文通するなどの権利を有する。ただし、領事官が当該国民のために行動することに対し、当該国民が反対する意思を書面により表明し、かつ、接受国の権限のある当局がその書面を領事官に提示する場合には、領事官は、そのような行動を差し控える。（第八条関係）

6　接受国の権限のある当局は、派遣国の国民が死亡した場合等、関係のある情報を入手した場合には、その旨を遅滞なく領事機関に通報する責務を有する。（第九条関係）

7　領事官は、任務の遂行に当たり、領事管轄区域内の権限のある地方当局又は接受国の権限のある中央当局にあてて通信することができる。（第一〇条関係）

8　この協定は、文脈上許容される範囲内で、外交使節団による領事任務の遂行についても、適用する。この協定は、領事関係に関するウィーン条約の規定を確認し、補足し、拡大し、及び拡充する。この協定のいかなる規定も、締約国のこの協定及び領事関係に関するウィーン条約以外の国際取極に基づく権利及び義務並びにいずれかの締約国と第三国との間の領事関係に関するウィーン条約に基づく権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定は、同時に、中華人民共和国香港特別行政区及びマカオ特別行政区に適用する。両締約国の代表者は、領事に関する事項について相互に協議するために随時会合する。（第一一条～第一四条関係）

9　この協定は、批准書の交換の日の後三〇日目の日に効力を生ずる。（第一五条関係）

条約

領事関係に関する日本国と中華人民共和国との間の協定をここに公布する。

御名御璽

平成二十二年一月十八日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

条約第一号

領事関係に関する日本国と中華人民共和国との間の協定

日本国及び中華人民共和国は、

両国及び両国の国民の権利及び利益の保護を容易にするために両国間の領事関係を発展させ、また、両国間の友好関係及び協力を促進することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

(a)　「領事機関」とは、総領事館、領事館、副領事館又は代理領事事務所をいう。

(b)　「領事管轄区域」とは、領事機関について領事任務の遂行のために定められた地域をいう。

(c)　「領事機関の長」とは、その資格において行動する責務を有する者をいう。

(d)　「領事官」とは、その資格において領事任務を遂行する者（領事機関の長を含む。）をいう。

(e)　「領事機関の公館」とは、建物又はその一部及びこれに附属する土地であって、専ら領事機関のために使用されているもの（所有者のいかんを問わない。）をいう。

(f)　「領事機関の公文書」には、領事機関に属するすべての書類、文書、通信文、書籍、フィルム、テープ及び登録簿並びに符号及び暗号、索引カード、記憶媒体に蔵置された情報並びにこれらを保護し又は保管するための家具を含む。

第二条

領事任務は、領事機関によって遂行される。領事任務は、また、この協定の定めるところにより、外交使節団によっても遂行される。